

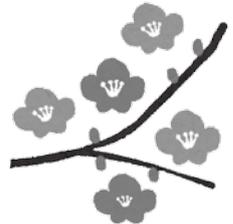
所報 たまじむ

平成 29 年 2 月 28 日
第 3 号
東京都多摩教育事務所
〔東京都立川市錦町 4-6-3〕
Tel 042-524-7222
Fax 042-528-0985

実践のヒントは、多摩地区の学校の優れた取組の中に

東京都多摩教育事務所指導課
統括指導主事 浅野 あい子

東京都多摩教育事務所は、時代を担う多摩地区の子供たちに生きる力を着実に育成することを目指して、各教育委員会と連携を図りながら様々な事業を展開しています。そのなかでも、特に学校とのつながりが強い事業は、**指導訪問、所報「たまじむ」、教育課題研修会、指導主事及び学校リーダー研修会、東京都多摩地区教育推進委員会**です。



指導訪問は、多摩地区の各学校の実践から多くを学ぶ貴重な機会でもあります。今年度も指導主事や教育専門員等による239回の訪問を通して、子供の主体的な学びを引き出す授業、学校が一体となって進める効果的な実践に触れることができました。これらの優れた取組の数々は、多摩地区の宝であることを改めて感じました。

多摩地区の全教員に配布される**所報「たまじむ」**は、最新の教育課題について発信しています。今年度は、カリキュラム・マネジメント、アクティブ・ラーニング、合理的配慮、外国語教育、オリンピック・パラリンピック教育、学習指導要領の改訂等について特集しました。各学校でどのように取り組めばよいか、指導訪問した学校の実践や先進的な取組を展開している学校への取材を基に、具体的な事例を示して、分かりやすく伝えることを心掛けています。

今年度立ち上げた**教育課題研修会**は、教員を対象にした研修会です。アクティブ・ラーニングをテーマに、指導課の指導主事が講師となり、8月に5回、12月に2回、計7回実施し、延べ199名の参加がありました。講義とアクティブ・ラーニングを体験する演習、各学校の取組に関する情報交換を行いました。**指導主事及び学校リーダー研修会**は、各種の教育課題をテーマに、教育委員会と連携を図った学校の取組の紹介と、参加者による協議とで構成し、延べ441名の参加がありました(8ページ参照)。毎回、若手教員から管理職、各市町村教育委員会の指導主事でグループ協議を行い、実践に関する疑問や効果的な取組を共有しています。どちらの研修会も、全ての教員を対象としています。是非、次年度、御参加ください。

そして、**東京都多摩地区教育推進委員会**は、多摩地区の学校から推薦された12名の委員が開発・検証した12の事例を通して、900名を超える参加者に向けて提言を行いました(2~3ページ参照。各学校に配布する報告書を御活用ください)。

これらの事業を通して明らかなのは、「**実践のヒントは、多摩地区の学校の優れた取組の中にある**」ということです。間もなく新しい学習指導要領が告示されます(4~5ページ参照)。各学校は、新しい学習指導要領を基準に「子供たちがどのような資質・能力を身に付けるか」を視野に入れ、教育活動の改善を図ることが求められます。しかし、それは同時に、各学校がこれまで積み重ねてきた取組を改めて見直し、最大限に生かすチャンスでもあると捉えられます。

次年度も東京都多摩教育事務所は、多摩地区の30市町村、659校で日々実践されている価値ある優れた取組を広く発信し、共有を図ることを通して、多摩地区の学校教育の更なる充実につなげていきたいと考えています。

◇ ◇ 目 次 ◇ ◇	
【巻頭言】 実践のヒントは、多摩地区の学校の優れた取組の中に……………	1
【特集①】 カリキュラム・マネジメントを実施するためのポイント - 東京都多摩地区教育推進委員会の研究報告から - ……	2 ~ 3
【特集②】 学習指導要領の改訂の方向性 - 何が変わり、学校は何をすればよいのか - ……	4 ~ 5
【特集③】 いじめの対応の共通理解に向けて - 学校いじめ防止基本方針の活用を通して - ……	6 ~ 7
【情報】 次年度、「指導主事及び学校リーダー研修会」に参加しませんか ……	8

本号については、東京都多摩教育事務所のホームページからダウンロードできます。
 ファイルの形式はPDFです。 <http://www.tamajimu.metro.tokyo.jp/>

カリキュラム・マネジメントを実施するためのポイント — 東京都多摩地区教育推進委員会の研究報告から —

- ◆ 東京都多摩地区教育推進委員会は、次期学習指導要領の方向性を踏まえて、研究主題を「これからの時代に求められる資質・能力の育成 — カリキュラム・マネジメントを通して —」とし、各学校が取り組むカリキュラム・マネジメントの在り方を追究し、事例の開発・検証に取り組みました。
- ◆ 本特集では、開発した12の事例を検証した結果、明らかになった「カリキュラム・マネジメントを実施するためのポイント」について紹介します。

研究主題 **これからの時代に求められる資質・能力の育成 — カリキュラム・マネジメントを通して —**

研究の概要

学校として重点的に育みたい資質・能力を育成するために、資質・能力の三つの柱で整理し、どの教科等のどのような内容を通して育成するか、教育課程上の位置付けを明確にした、カリキュラム・マネジメントの在り方について事例を開発して検証する。

【資質・能力の三つの柱】



※ 重点的に育みたい資質・能力を明確にするための演習シートが東京都多摩地区教育推進委員会・報告書 38 ページに掲載してあります。

これからの時代に求められる資質・能力を子供一人一人に着実に育成するためのカリキュラム・マネジメントの在り方を明らかにすることをねらいとしました。

研究のねらい

教員一人一人が、何について、どのように取り組んでいくのか、二つの視点から研究を進めました。

研究の視点・内容

視点 1

教科等横断的な視点からの教育活動の改善

- (1) 資質・能力に関連のある各教科等の内容の整理
- (2) 整理した内容の組織的な配列

視点 2

教育内容の質の向上に向けた教育活動の PDCA サイクルの推進

- (1) 重点的に育みたい資質・能力を育成する観点からの教育活動の PDCA サイクルの推進
- (2) 教育内容に焦点を当てた、指導計画や学習活動などの計画・実施・評価・改善

カリキュラム編成部会は視点 1 から、マネジメント推進部会は視点 2 から事例を開発・検証しました。

研究の体制

カリキュラム編成部会

- ◆ 各教科等の内容を、子供の実態を踏まえて組織的に配列させた授業実践 → 6 事例の開発

マネジメント推進部会

- ◆ 各学校の取組を生かした教育活動の PDCA サイクルの実践 → 6 事例の開発

研究を通して、カリキュラム・マネジメントを実施するための四つのポイントが明らかになりました。

実施するためのポイント

- ＜カリキュラム・マネジメントを実施するためのポイント＞
- ① 重点的に育みたい資質・能力と各教科等の内容への位置付けを明確にすること
 - ② 教育課程全体に視野を広げて教育活動の PDCA サイクルを推進すること
 - ③ 教育内容に焦点を当てて年間指導計画や学習活動などを改善すること
 - ④ 各学校のこれまでの取組を生かして教育活動の PDCA サイクルを推進すること

カリキュラム・マネジメントを推進することが重点的に育みたい資質・能力の育成につながりました。

研究の成果

重点的に育みたい資質・能力の育成

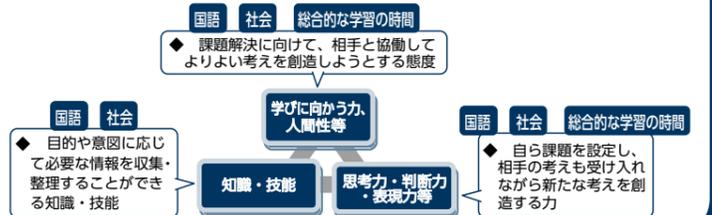
カリキュラム・マネジメントを実施するためのポイント

1 重点的に育みたい資質・能力と各教科等の内容への位置付けを明確にすること

重点的に育みたい資質・能力を「三つの柱」で整理することで、どの教科等のどのような内容を通して育成するかが明確になり、意図的・計画的に資質・能力が育成できます。「三つの柱」ごとの資質・能力の具体化や、どの教科等のどのような内容を通して取り組んでいくのかについては、教育課程全体を見渡して各学校が検討します。

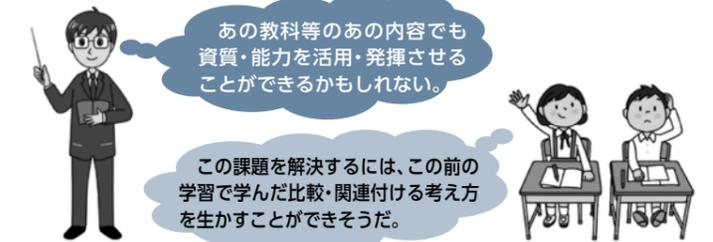
例) 重点的に育みたい資質・能力

- ◆ 自ら課題を設定し、課題解決に向けて他者と協働し、新たな考えを創造しようとする力



2 教育課程全体に視野を広げて教育活動の PDCA サイクルを推進すること

教育課程全体に視野を広げて、一つ一つの教育活動について、重点的に育みたい資質・能力とのつながりや教育課程全体における位置付けを意識しながら、教育活動の PDCA サイクルを推進します。



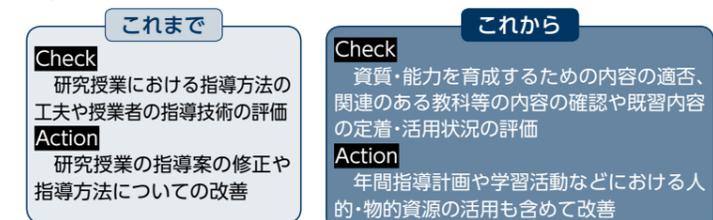
あの教科等のあの内容でも資質・能力を活用・発揮させることができるかもしれない。

この課題を解決するには、この前の学習で学んだ比較・関連付ける考え方を生かすことができそうだ。

3 教育内容に焦点を当てて年間指導計画や学習活動などを改善すること

学年や校種を越えて各教科等の内容を振り返り、資質・能力を育成するために適切であったかを評価し、更に教育内容に焦点を当てて、年間指導計画や学習活動などを改善していきます。

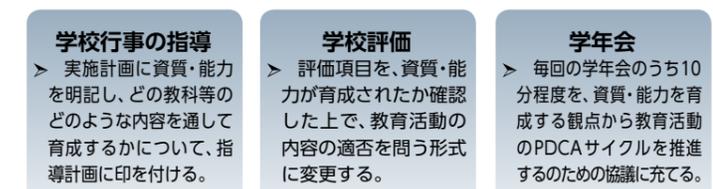
例) 校内研究における研究協議会の取組



4 各学校のこれまでの取組を生かして教育活動の PDCA サイクルを推進すること

これまで行ってきた取組を生かして、全ての教員が「重点的に育みたい資質・能力」と「どの教科等のどのような内容を通して育成するか」を意識することで、日々の教育活動の PDCA サイクルが推進されます。

例) これまでの取組を生かしたカリキュラム・マネジメント



本特集の活用例 ○ 校内研修会 ○ 市町村教育委員会主催の研修会 ○ 校長会及び副校長会 など
 〈参考文献〉 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）平成28年12月 21日 中央教育審議会

※ 東京都多摩地区教育推進委員会 第22次計画（通算第43年次）報告書は、多摩地区の各学校に15部ずつ配布しています。また、東京都多摩教育事務所ホームページからダウンロードすることもできます。
<http://www.tamajimu.metro.tokyo.jp/>

学習指導要領の改訂の方向性 一何が変わり、学校は何をすればよいのか

◆ 新しい学習指導要領は、教育活動を通じて、子供たちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力である「生きる力」とは何かを明確にし、教科等を学ぶ本質的な意義を大切にしつつ、教科等横断的な視点をもって育成を目指していくこと、社会とのつながりを重視しながら学校の特色づくりを図っていくこと、現実と社会との関わりの中で子供たち一人一人の豊かな学びを実現していくことを求めています。

◆ そのためには、学校が社会や世界と接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが重要です。そして、学校が社会や地域とのつながりを意識して、社会の中の学校であるためには、学校教育の中核となる教育課程もまた社会とのつながりを大切にする必要があります。

◆ 本特集では、学習指導要領の改訂の主な内容をQ&Aで説明し、学校に期待される取組について紹介します。

I 学習指導要領の改訂に伴い、学校教育はどのように変わるのですか

Question

「生きる力」は、今までも大切とされてきたと思いますが、何が違うのですか。

Answer

これまでの「生きる力」の理念は、引き継ぎます。しかし、今後想定される変化の激しい社会を見据えて、「生きる力」を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるよう、各学校が学校教育を通じて【子供たちに育てたい姿】を右のように捉えていきます。

学校教育を通じて【子供たちに育てたい姿】

- 「主体的に学び、個性や能力を伸ばす」
主体的に学びに向かい、必要な情報を判断し、自ら知識を深めて個性や能力を伸ばし、人生を切り拓いていくことができる。
- 「対話や議論を通じて、多様な人々と協働する」
対話や議論を通じて、自分の考えを広げ深めたり、集団としての考えを発展させたり、多様な人々と協働したりしていくことができる。
- 「新たな問題の発見・解決につなげる」
試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていくことができる。

よりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、学校において、どのような資質・能力を身に付けられるようになるのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくことを目指します。

社会に開かれた教育課程の実現に向けたポイント

- 「学校教育目標を社会と共有する」
① よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと
- 「資質・能力を明確化し育成する」
② 社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力は何かを、教育課程において明確化し育てていくこと
- 「社会と共有・連携して教育課程の実現を図る」
③ 地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりして、学校教育を学校内に閉じず、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること

教育課程も変わるようですが、「社会に開かれた教育課程」では何を指すのですか。

II 新しく加わる内容は何か

「特別の教科 道徳」が全面実施(小学校:平成30年度、中学校:平成31年度)されますが、その他に新しく加わる内容はありますか。

例えば、「中学校における【学級経営】の充実(これまで、小学校のみ総則に位置付けられていた。)」、「【学習評価】の充実」、「【小学校外国語】」、「【プログラミング教育】」、「将来にわたる持続可能性を踏まえた【部活動】」など、新しく加わる内容があります。

- 【学級経営】**
「学習や生活の基盤」
中学校学習指導要領の総則にも、学級経営の充実の位置付け
➢ 子供の学習活動や学校生活の基盤として、豊かなものにしていく指導
- 【学習評価】**
「評価の三つの観点」
資質・能力の育成を目指して、評価の観点を三つに整理
① 知識・技能
② 思考力・判断力・表現力等
③ 主体的に学習に取り組む態度(観点別評価と個人内評価)
- 【小学校外国語^{※1}】**
「小学校高学年の教科化」
○ 小学校第3・4学年
➢ 外国語活動の位置付け
○ 第5・6学年
➢ 外国語(英語)の位置付け段階的に、読むこと、書くことを加えて指導
- 【プログラミング教育】**
「プログラミング的思考の育成」
教育課程全体を見渡し、各教科等の学びと関連させた指導の実施
➢ 情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動
➢ コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動
- 【部活動】**
「教育課程との関連を図った部活動」
教育活動の一環として、関係する教科等と関連付けた「主体的・対話的で深い学び」の実現
➢ 運動やスポーツを「すること」のみならず「する・みる・支える・知る」といった多様な関わり方を学ぶ
➢ 保健体育の見方・考え方を生かして学ぶ
➢ 多様な経験の場で学ぶ
※ 学校は、休養日や活動時間を適切に設定するなどして、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮することが求められます。

III 学校は何をすればよいのですか

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は、まず何から始めればよいのですか。

学校は、学校教育目標の実現に向けて、目指す子供の姿を、【これからの時代に求められる資質・能力】として具体化し、全ての資質・能力に共通する要素である【資質・能力の三つの柱】で整理していきます。

【これからの時代に求められる資質・能力^{※2}】

- 「各教科等において育む資質・能力」
- 「教科等を越えた全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力」
- 「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」

【資質・能力の三つの柱】

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

理解していること、できることをどう使うか

何を理解しているか、何ができるか

学びに向かう力、人間性等

知識・技能

思考力・判断力・表現力等

【資質・能力の三つの柱】で整理することにより、各教科等と教育課程全体との関係が明確になります。

各学校が取り組むこと①
【学習指導要領の総則】を全ての教員で読み込み、共通理解を図ること

- 「何を教えるか」から『何ができるようになるか』へ
「何ができるようになるか」の観点から、次のような枠組に変更
① 何ができるようになるか
② 何を学ぶか
③ どのように学ぶか
④ 子供一人一人の発達をどのように支援するか
⑤ 何が身に付いたか
⑥ 実施するために何が必要か
- 「学校・家庭・地域で活用される学習指導要領」
子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」としての役割
➢ 教科等や学校段階を越えて共有
➢ 子供自身が学びの意義を自覚
➢ 家庭や地域、社会の関係者の活用

各学校が取り組むこと②
【カリキュラム・マネジメント^{※3}】

「学校教育の改善・充実」
教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること

- ① 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てる
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図る
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図る

※ 詳しくは、平成28年度東京都多摩地区教育推進委員会・報告書を御覧ください。

各学校が取り組むこと③
【主体的・対話的で深い学び^{※4}】

「資質・能力の育成につなげる授業改善の視点」
単元や題材のまとまりの中で、次のキーワードに関連する学びをどこで実現していくかといった視点からの授業改善の推進

- 主体的な学び
見直し、次につなげる振り返り
- 対話的な学び
子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方
- 深い学び
見方・考え方、問題発見・解決、創造

※ 「主体的・対話的で深い学び」を実現することが、「生きる力」の育成に結び付きます。

本特集の活用例 ○ 校内研修会 ○ 市町村教育委員会主催の研修会 ○ 校長会及び副校長会 など

〔参考文献〕 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について(答申)平成28年12月21日 中央教育審議会

※ 1～ ※ 4については、過去に発行した所報「たまじむ」で特集しています。そちらも併せて御覧ください。

いじめの対応の共通理解に向けて

—学校いじめ防止基本方針の活用を通して—

- ◆ 平成28年11月に、国のいじめ防止対策協議会は「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」を公表しました。そこには、「学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）が教職員に周知されておらず、基本方針に基づく対応が徹底されていない。」といった、課題が示されました。
- ◆ いじめの発生時における学校の対応について、あらかじめ「学校基本方針」で示すことは、子供に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの行為等の抑止にもつながります。

1 「学校基本方針」には、何が書いてあるの？ 「学校基本方針」の理解

- ◆ 「学校基本方針」の内容について全教職員で共通理解を図りましょう。
- 「学校基本方針」にまず必要なのは、「いじめの防止」（未然防止のための取組等）に始まり、「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手だて等）、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対応）までの一連の内容です。
- ◆ 「学校基本方針」を読み、次の内容がどのように示されているかを確認しましょう。

Check 「学校基本方針」の内容の確認

- いじめの定義
- いじめの定義の解釈
- 学校いじめ対策委員会の役割
- いじめの情報が入った場合の共有の在り方
- いじめの未然防止・早期発見のための取組
- いじめの解消の定義
- 保護者・地域との連携の在り方
- 重大事態の範囲
- 重大事態への対応

- 【改善のポイント】**
- ① 教職員によって対応が変わることがないよう、具体的な行動場面を想定した指針を示すようにします。
 - ② 「学校基本方針」は作成して終わりではなく、評価・改善していくといった、PDCAサイクルを推進するようにします。

「学校基本方針」を見直し、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応をしましょう。

2 「いじめって何？」「誰がいじめと判断するの？」 いじめの定義と認知の手順

- ◆ 次の四つの事例は、いじめでしょうか。次の視点で協議しましょう。
- Check 1 いじめであるかどうかの判断
- Check 2 どのように認知するかの手順

事例 1 4月当初の給食の準備の時間、席をグループにする際、Aさんは、Bさんの机と離れていた。

事例 2 授業中に先生に指名されたBさんが答えられなかったときに、AさんがBさんに「こんな問題も分からないのか」と言った。Bさんは、ショックを受けて下を向いてしまった。

事例 3 Bさんが算数の問題を一生懸命に考えていたところ、隣の席の算数が得意なAさんは、解き方と答えを教えた。Bさんは、あと一歩で正解にたどり着くところであったため、答えを聞いた途端に泣き出してしまった。

事例 4 夏季休業日明けに、Bさんは週に2、3日欠席するようになった。当初、理由を聞いても「体調が悪い」とのことだったが、10月に入るとほとんど登校しなくなり、保護者から「夏休み中の部活動でいじめられた」という訴えがあった。

Check 1 いじめの定義の解釈の共通理解

- 行為をした者（A）も、行為の対象となった者（B）も児童・生徒であること
- AとBとの間に一定の人的関係が存在すること
- AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

【早期発見のポイント】

「ごく初期の段階のいじめ」「好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合」等も、Check1の視点で行為等を捉え直し、いじめとして認知し、対応に当たります。

Check 2 いじめの認知の手順

- 気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告
- 「学校いじめ対策委員会」は、校長の指示の下、教職員から報告があった全ての事案について事実確認の方策を協議
- 「学校いじめ対策委員会」の協議結果に基づいて役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に委員会に報告
- 「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断

【対応のポイント】

学級担任等が気付いた子供の気になる様子や子供同士のトラブル等について、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行います。

3 「どのように対応すればよいの？」 適切な早期対応と重大事態の対応

- ◆ ②の事例について、どのように対応するか次の視点で協議しましょう。
- Check 1 見逃してはいけない行為等への指導
- Check 2 社会通念上のいじめとは乖離した行為等への指導
- Check 3 重大事態への対応

事例 1 いじめとは判断できません

しかし、いじめの未然防止のため、Aさんの行動は、指導していただく必要があります。

【対応のポイント】

いじめにつながる行動について、全教職員が同じ対応で指導できるように共通理解を図ります。

Check 1 次の行為等を見逃さない

- 授業での発言を冷やかす言動
- 給食における不公平な配膳
- 本意ではない係や委員会への選出
- 本意ではない呼名
- 責任の押し付けや追及 等

その他、学校としてどのような行為等を見逃さないか確認しましょう。

事例 2・3 法律上のいじめです

いじめの定義に照らし合わせて正確に認知すれば、社会通念上のいじめとは乖離した行為等もいじめとして認知することになります。

【いじめ防止基本方針の改定案^{*1}のポイント】

その他、これまでいじめの対象から除外していたけんかやふざけ合いでも、いじめの有無について確認するように変更する予定です。

Check 2 次のことに留意して対応【事例 2】

- Aさんの言動についてその場で指導し、その言動が適切なものと一緒に考える。

【事例 3】

- 親切さを評価した上で、Bさんの気持ちについて一緒に考える。

【事例 2・3】

- 同様の行為が指導後も続き、Bさんが苦痛に思うことがあれば、Aさんとその保護者に対して、定義に基づき、「いじめ」に当たることを伝え、指導に当たる。

事例 4 重大事態です

次の一、二に該当する事案は重大事態として対応します。

【いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項】

一に該当する事案について

- 自殺企図をした場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

二に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続しているような場合には、年間 30 日に限らない。

【対応のポイント】

子供やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査に当たる必要があります。

Check 3 重大事態への対応

- 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告
- 学校が重大事態の発生か否かの判断に迷うときは、教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断（教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断）

<学校の初期対応例>

- 過去の教育相談アンケート等の確認
- 出欠状況（遅刻・早退）の確認
- 面談等の記録の確認
- 机の中や掲示物の破損等の確認
- 教職員からの情報収集と対応の共通理解
- 関係の子供への対応 など

4 「どうなったらいじめは解消したというの？」 いじめの解消の定義の明確化

- ◆ いじめの解消の定義を明確にしましょう。
- 解消の判断として現在の学校において、もっとも近いものは次のどれでしょうか。

- ① 対応した翌週、本人とその保護者と面談し、いじめられていないとの報告を受けたので解消とした。
- ② いじめと認知し対応した翌月のアンケートでいじめの訴えがなかったため解消とした。
- ③ 認知から3か月間、学校での様子、本人とその保護者からの聞き取り、アンケート等から、いじめに係る情報がなかったため解消とした。

Check いじめが解消したと判断するまで、子供の安全・安心の確保

- アンケートによる追跡調査
- いじめを認知した月以降も、アンケートの記入状況を確認し、何も記入がなくても声掛ける。
- 適時、昼休みや放課後等での声掛け
- いじめに係る内容だけに捉われず、学校生活の様子など、普段の様子を確認する。
- 保護者との連携
- 学校の様子を伝えたり、家庭での様子を聞いたりするなど、連携を図りながら対応に当たる。

【解消の確認のポイント】

「仲直りした」「謝罪が済んだ」など、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したとして、被害の子供への対応を終えてしまうことがないようにします。

いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断します。

【いじめ防止基本方針の改定案のポイント】

加害の子供の謝罪をもって解消したと判断することはできません。いじめが止まった状態が3か月間継続していることを解消の判断とすることを新しく示す予定です。

本特集のワークシート版を東京都多摩教育事務所のホームページに掲載します。本特集と併せて御活用ください。（3月中旬掲載予定）

本特集の活用例 ○ 学校いじめ対策委員会 ○ 校内研修会 ○ 市町村教育委員会主催の研修会 など

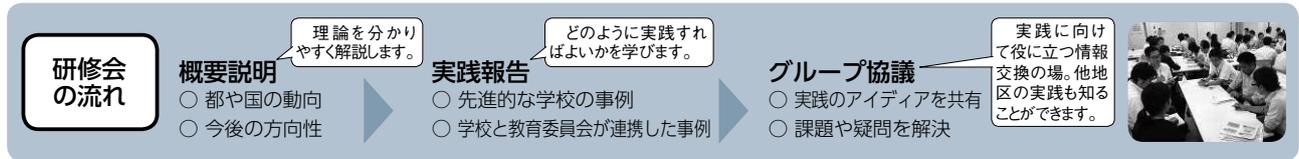
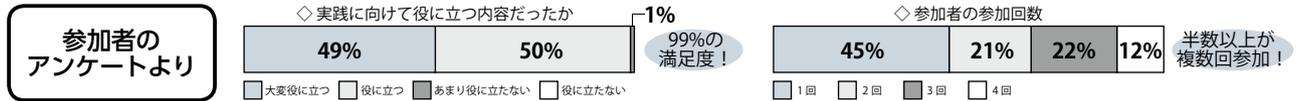
* 1 文部科学省は、平成 29 年 1 月 23 日、いじめ防止基本方針の改定案をまとめました。有識者会議に諮った上で、平成 28 年度中に改定する予定です。

【参考資料】 ① いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ（国・いじめ防止対策協議会 平成28年11月2日） ② いじめ総合対策【第2次】（案）（東京都教育委員会 平成28年11月24日） ③ いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定 平成25年10月11日） ④ 「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（最終答申）（東京都教育委員会・いじめ問題対策委員会 平成28年7月28日）

次年度、「指導主事及び学校リーダー研修会」に参加しませんか

東京都多摩教育事務所では年4回、教育課題の解決に向けて指導主事と教員が共に学び、考えることをねらいとした「指導主事及び学校リーダー研修会」を開催しています。今年度参加した延べ441名の方のアンケートから、全ての回を通して「実践に向けて役に立つ内容だった」という、99%の肯定的な評価を得ました。このような高い評価を得た理由は、「理論を学び、先進的な実践を学び、実践のアイデアを共有する」という研修会の流れにあると言えます。また、参加者の70%以上は教員で、そのうち主任教諭・教諭の方が半数以上を占めています。

次年度、明日からの実践に向けて役に立つ、「指導主事及び学校リーダー研修会」に参加しませんか。



アクティブ・ラーニング 5月26日(木)

【概要説明】
アクティブ・ラーニングの視点を取り入れた授業改善の推進

【実践報告校・教育委員会】

- 国立市立国立第四小学校
教科担任制の実施及び「四小スタンダード」の確立を基盤として進める児童の学びの質の向上
- 国立市教育委員会
授業のDVDの配布や模範授業から学ぶ教員派遣研修など、授業改善につながる学校への支援
- 多摩市立東愛宕中学校
自分の役割を自覚し、地域に貢献することをねらいにした、地域の方と協働する防災教育の充実
- 多摩市教育委員会
自ら課題を設定し、課題解決を図る探究的な活動の推進を通じた、総合的な学習の時間の充実

【グループ協議の内容】

◇ 協議テーマ
「アクティブ・ラーニングの視点を取り入れた学校全体で取り組む授業改善の推進について」

- ・ 指導方法ではなく、子供の学びの姿に視点を置いて授業改善を図ること
- ・ 単に活動を設定するのではなく、活動の目的を明確にすることで、子供の学びが変わること
- ・ 資質・能力を育成するためには、一人の教員の授業改善ではなく、学校全体で取り組むことが大切であること

オリンピック・パラリンピック教育 7月1日(金)

【概要説明】
オリンピック・パラリンピック教育の基本的な考え方

【実践報告校・教育委員会】

- 八王子市立横山第二小学校
展示会や特別活動等の年間を通じた様々な教育活動に、オリンピック・パラリンピックを関連付けた取組の推進
- 八王子市教育委員会
「体力向上、オリンピック・パラリンピック教育推進委員会」が作成したリーフレットの配布等による理解啓発を通じた、オリンピック・パラリンピック教育の推進
- 稲城市立稲城第五中学校
生徒にボランティアマインドを育むための地域の行事や活動への参加、地域と連携した防災教育及び部活動の推進
- 稲城市教育委員会
各校が重点とするテーマに沿って、地域と連携したり体験的な活動を取り入れたりするオリンピック・パラリンピック教育の推進

【グループ協議の内容】

◇ 協議テーマ
「教科等に関連させたオリンピック・パラリンピック教育の推進について」

- ・ 育みたい資質を育成するために、4つのテーマと4つのアクションを計画すること
- ・ これまでの教育活動に工夫を加えることで、オリンピック・パラリンピック教育につなげていくことができること
- ・ 育みたい資質を明確にして、学校行事や各教科等の内容を改善していくこと

特別の教科 道徳 8月26日(金)

【概要説明】
「特別の教科 道徳」の先行実施

【実践報告校・教育委員会】

- 小平市立小平第三小学校
本校の児童の実態を踏まえた、授業展開の仕方や指導方法の工夫の追究
- 小平市立上水中学校
「上水中版グローバル人材」の育成を目指した、校内研究を通じた道徳の授業改善
- 小平市教育委員会
「モデル校」を核とした道徳教育の推進、道徳教育研修会や「小・中連携の日」における道徳の授業研究の実施

【グループ協議の内容】

◇ 協議テーマ
「『考える道徳』の視点からの授業改善について」

- ・ 物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深めるための効果的な指導方法を工夫すること
- ・ 自己を見つめ、考えを深めるために教材文から離れて自分と向き合わせること
- ・ 小学校と中学校との学びのつながりを大切にすること



カリキュラム・マネジメント 10月7日(金)

【概要説明】
次期学習指導要領が目指すカリキュラム・マネジメントの在り方

【シンポジウムテーマ】
子供たちに資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの在り方

【シンポジウム参加校・教育委員会】

- 狛江市立狛江第一中学校
自尊感情や自己肯定感を高め、自信・やる気・確かな自我を育む教育活動の推進の在り方
- 狛江市教育委員会
「hyper-QU」の活用、特別支援教育の拡充、ICT機器の活用による授業改善を図るための学校支援
- 西東京市立本町小学校
重点的に育みたい資質・能力を明確にした、教科等横断的な視点からの教育内容の組織的な配列の工夫
- 西東京市教育委員会
学校行事と各教科等の内容との関連を明らかにするための教育課程の意図的・計画的な見直し

【研修を通して学んだこと】

- ・ 学校教育目標の実現に向けて、学校として育みたい資質・能力の育成を目指すこと
- ・ 育みたい資質・能力を共有し、学校が一体となって育成を図ること
- ・ 資質・能力を育成するために、教科等横断的な視点から教育活動を改善すること
- ・ 子供に資質・能力を育成することができたかという観点から、教育活動のPDCAサイクルを推進すること

平成29年度の開催日程(予定) … ①5月26日(金) ②6月30日(金) ③8月25日(金) ④10月13日(金) ※各回、午後開始

平成29年度の所報「たまじむ」もよろしくお願いたします。

発行/東京都多摩教育事務所